

緊急事態宣言による対面型支援中断のお知らせ

新型コロナウイルスの再流行を受け、緊急事態宣言が再発令されるとの報道がされております。この状況を勘案し、びじっとでは理事で協議を行い、緊急事態宣言が発令された場合、付添い型及び受渡し型支援を行わない方針となりましたので、お知らせします。

大変残念ではございますが、ご理解頂きますようお願い申し上げます。

中断期間

- ・東京都または神奈川県で緊急事態宣言が発令された日～東京都及び神奈川県の緊急事態宣言解除後

中断業務

- ・付添い型支援
- ・受渡し型支援

継続支援業務

- ・連絡調整型支援
 - ・付添い型オンライン支援
 - ・情報連絡調整
 - ・zoom による傾聴
 - ・zoom によるびじっとの調停（ADR くりあ）
-

連絡調整支援業務を利用して面会をされるかどうかは、当事者であるお父さんお母さんでご判断ください。お父さんお母さんで方針の合意が難しい場合には、子どもの安全確保と体調管理の責任者である監護親のご意見の尊重をお願いします。なお、緊急事態宣言が発令されない地域での付添い型・受渡し型支援についても、支援は中断と致します。

（支援型の変更について）

現在、付添い型をご利用の皆様で、連絡調整型支援または付添い型オンライン支援に変更をご希望の皆様は、担当の調整スタッフまでお知らせください。この連絡は一往復に限ります。一往復で双方の合意ができない場合は、びじっとの調停（ADR くりあ）のご利用をご検討ください。また、支援型変更のご希望に合意されない場合の理由の開示は行っておりません。

以上の決定につきまして、ご意見ご要望等ございましたら、下記アドレスまでご連絡ください。
visit.contact.japan@gmail.com

みなさま、くれぐれもお体にお気をつけください。

（一社）びじっと 離婚子ども問題支援センター

代表理事 古市理奈